

## 社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会理事選任規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会定款第17条の規程に基づき、理事を選任するものとする。

2. 社会福祉事業について知識経験を有する者あるいは学識経験者として、選任する理事（定数9名～11名）は、次の区分による。

- 1) 学 識 経 験 者
- 2) 民生委員・児童委員
- 3) 民間福祉団体代表者
- 4) ボランティア団体
- 5) 社会福祉施設代表
- 6) 福祉に関心の高い会員

### 附 則

この規程は、平成 8年4月 1日より施行する。

この規程は、平成16年6月25日より施行する。

この規程は、平成29年4月 1日より施行する。

# 社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会監事選任規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広尾町社会福祉協議会定款第17条の規定に基づき、監事の選任を行う。

2. 選任する監事は2名とし、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査しうるもの又は社会福祉事業について関心及び知識経験を有するものであること。

選出区分

- 1) 学識経験者又は地域の代表

附

則

この規程は、平成 8年4月 1日より施行する。  
この規程は、平成29年4月 1日より施行する。

## 社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会評議員選任・解任規程

### (目 的)

第1条 社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会定款に基づき、評議員の選任・解任については、この規程に定めるところによる。

### (選出方法)

第2条 社会福祉事業に関心を持ち、社会福祉法人の適正な運営に関して識見を有する者又は学識経験ある者として選任する評議員は、広尾町内に在住する会員の中から選出する。

### (評議員の定数)

第3条 広尾町社会福祉協議会評議員の定数は12名以上15名以内とする。

### (評議員の推薦及び解任)

第4条 理事会は次期評議員候補者の選出推薦を行い、推薦する評議員候補者を会長は評議員選任・解任委員会へ次期候補者としての必要事項を記入の上、推薦名簿を提出するものとする。

2 評議員の解任については、理事会で審議しその理由を付して、評議員選任・解任委員会に提出、説明しなければならない。

### (任 期)

第5条 選出された評議員の任期は就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。また、選出された評議員に会長は委嘱状を交付する。

## 附 則

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

この規程は、平成16年6月25日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。